

# 県庁舎等再整備について

〈中間とりまとめ（議会部門）〉

県庁舎等再整備協議会

令和 2 年 3 月 26 日

第344回定例県議会において、議場を含む県庁舎等再整備に関する事項を調査・検討するため、県庁舎等再整備協議会を設置した。これまで8回にわたり、議場及び議会諸室の必要な機能や議会部門の配置計画などについて議論し、議会部門に関する検討結果を取りまとめた。

県当局に対し、中間取りまとめを踏まえ、基本計画の策定を進められるよう要請する。

## 1 議場及び議会諸室の課題を踏まえた必要な機能

(第3回及び第5回再整備協議会で取りまとめ)

### (1) 議場

#### ① 課題

- ア ICT化が進んでいない
- イ 視覚を駆使した情報発信の充実（手話通訳をスクリーンに写し出す等）
- ウ バリアフリー化が不十分
- エ 質疑、質問の残時間表示が小さい
- オ 椅子の機能性が低い
- カ 議会部門と行政部門の整備のあり方

#### ② 必要な機能

- ア Wi-Fi環境の整備
- イ 大型スクリーンの設置
- ウ 電子採決（表決）システムの導入
- エ 車椅子用スロープの設置
- オ 聴覚障害者手話対策等障害者対策
- カ 昇降式演台の設置
- キ 質問残時間等の表示
- ク 座りやすく機能性の高い椅子・机の設置
- ケ 議場前面の時計設置
- コ カメラ操作の省力化
- サ 議会部門と行政部門の整備のあり方
- シ 議場レイアウトの検討
- ス 状況の変化に対応できる議席数の確保

### (2) 傍聴席

#### ① 課題

- ア バリアフリー化が不十分
- イ 急勾配で椅子の角度がきつく、狭く座りにくい
- ウ 車椅子スペースが少なく、見にくい場所にある

#### ② 必要な機能

- ア 緩やかな傾斜にする
- イ 座席周りを広くする
- ウ 入口や階段等傍聴者動線のバリアフリー化

- エ 車椅子スペース等への配慮
- オ 親子傍聴室の整備
- カ 座りやすい椅子の設置
- キ 大型スクリーンへの情報表示
- ク 傍聴者のセキュリティ対策

### (3) 委員会室

#### ① 課題

- ア ICT化が進んでいない
- イ 全委員会室のインターネット同時中継ができない
- ウ 傍聴席が狭い

#### ② 必要な機能

- ア Wi-Fi環境の整備
- イ 全室インターネット中継設備の設置
- ウ スクリーン設置
- エ 傍聴席を広く、ゾーン区分する
- オ 聴覚障害者手話対策等障害者対策
- カ カメラ操作の省力化

### (4) 会派控室

#### ① 課題

- ア セキュリティーが不十分
- イ 来庁者と議員の動線が別れていない
- ウ 打合せスペース、資料収納スペースが不足している
- エ 席の移動や引っ越しがしやすい配線ができていない
- オ 改選毎に大規模な工事が発生する

#### ② 必要な機能

- ア 打合わせスペースの確保
- イ 改選ごとの大工事を避ける構造にする
- ウ レイアウトしやすい配線にする
- エ 執務環境の改善に配慮する

### (5) その他（図書室、議会ロビー、駐車場など）

#### ① 課題

- ア 駐車場の台数不足
- イ 駐車場の夜間休日の利便性が悪い
- ウ 駐輪場がない
- エ 議会への出入口が多数あり、セキュリティが不十分
- オ 議会ロビーが有効活用されていない（PRコーナー、パブリックアートなど）
- カ トイレのバリアフリー対応が不十分
- キ 授乳室や更衣室がない

- ク ミーティングルームが不足している
- ケ 廊下が暗くて、案内板も見えない
- コ 図書室が利用しにくい
- サ 県産木材の積極的活用の検討
- シ ライフサイクルコストへの配慮
- ス 人間工学に基づいた執務環境の整備

## ② 必要な機能

- ア 駐車場の台数を増やす
- イ 駐車場の時間外対応の機械化
- ウ 二輪駐輪場の整備
- エ セキュリティ対策（来客対応専用部屋等）
- オ 多目的活用が可能な運用しやすいロビー、面積の確保
- カ 図書館の県民利用の工夫
- キ バリアフリー・ユニバーサルデザイン対応
- ク 県産木材による木質化を図る
- ケ 災害時の防災機能強化を図る
- コ 諸室（更衣室等）の充実を図る
- サ ライフサイクルコストの縮減を図る
- シ 人間工学に基づいた環境整備
- ス 議水面積縮減の工夫（集約可能な設備の削減）
- セ 環境配慮型設備の導入

## 2 議場及び議会諸室のセキュリティについて（第6回再整備協議会で取りまとめ）

### (1) 考え方

議会及び議会諸室の整備にあたっては、来庁者に開放するスペースと立ち入りを制限するスペースのセキュリティ区分を明確にすること。

その際には、セキュリティと開かれた議会とのバランスに留意すること。

### (2) セキュリティ区分の明確化

一般来庁者の利用方法は、以下のセキュリティ区分に応じて設定すること。

#### ① レベル1（低）

ア エントランスロビーや議会図書室は、自由に利用可能とする。

イ 来客対応応接室は、受付で議員に取り次いだうえで、入室可能とする。

#### ② レベル2（中）

ア 議場及び委員会室の傍聴席は、受付において記名し、簡易なセキュリティチェックを実施した上で、傍聴券を配付する。

イ 会議室は、受付において記名し、入室許可証を配付する。

#### ③ レベル3（高）

ア 議長室、副議長室、議員控室など議員専用諸室は、受付で面談予約等を確認

認め、議員に取り次いだ上で、ICカードの交付等により入室可能とする。  
なお、これら諸室への入室は、正・副議長への表敬や県議会の視察、各会派・議員が認める場合などに限定し、職員（議会事務局職員、県当局職員）は、ICカードあるいは職員証の提示で入室可能とする。

### 3 議場及び議会諸室等の整備規模について（第6回再整備協議会で取りまとめ）

議場等諸室の整備については、以下のとおり検討することとする。

(1) 議場

状況の変化に対応できる議席数を確保

(2) 傍聴席

緩やかな傾斜とし、座席周りを広く

(3) 委員会室

傍聴席を広くするとともに、傍聴席の区画を明確化

(4) EVホール、玄関ロビー

受付近辺に来客対応部屋を設置し、多目的に活用できる広さのロビーを整備

(5) その他諸室

授乳室の新規及び更衣室の充実

(6) 駐車場

現在の駐車台数より増設するとともに、二輪駐車場も整備

なお、正副議長室及び議会運営委員会関係諸室は、類似府県の平均面積などを考慮した上で、規模やあり方など柔軟に検討すべきとの意見があった。

### 4 議会部門の配置について（第8回再整備協議会で取りまとめ）

建設工期や外部からの動線、議会部門のシンボル性などを考慮し、議会部門と行政部門は分離したうえで、県庁1号館南駐車場敷地に新たに議会棟を整備することを基本として、議場及び議会諸室の延床面積は約13,000㎡、駐車場の延床面積は約4,000㎡を上限として検討を進めること。

なお、二元代表制から独立棟が望ましいが、県当局が示したいずれの案も選択しかねるとの意見表明を行った会派もあった。